

## 横河ブリッジホールディングスグループ 人権方針

横河ブリッジホールディングスグループ（以下、YBHDグループといいます）は、「社会公共への奉仕と健全経営」という企業理念および企業行動憲章に基づき、人権の尊重を重要な課題の一つとして捉え、事業活動において人権尊重の責任を果たすため、本方針を制定いたします。

### （人権尊重に対する基本姿勢）

YBHDグループは、本方針に則り、人権を侵害しないこと、事業活動を通じて起こり得る人権への負の影響を防止・最小化することに努め、人権尊重の責任を果たしてまいります。

### （本方針の適用範囲とビジネスパートナーへの期待）

本方針は、YBHDグループの役員、従業員、出向者、派遣社員等業務に従事する全ての勤務者（以下、YBHDグループ従業員といいます）に適用されます。また、お客様や取引先を含むビジネスパートナーに対しても、本方針の支持、遵守を期待します。

### （法令の遵守と国際規範の尊重）

YBHDグループは、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」など、国際的な人権規範を支持、尊重します。

また、事業活動を行う国や地域において適用される法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権と事業活動を行う国や地域の法令に矛盾がある場合は、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求します。

### （人権デュー・ディリジェンスの実施）

YBHDグループは、事業活動に関係する人権への負の影響を特定、評価、防止、軽減するために人権デュー・ディリジェンスを実施してまいります。

### （是正・救済）

YBHDグループの事業活動が人権への負の影響を引き起こしている、あるいは助長していることが明らかになった場合には、適切な手段を通じてその是正・救済に取り組みます。

### （ステークホルダーとの対話・協議）

YBHDグループは、事業活動に関係する人権への負の影響について、関連するステークホルダーとの対話・協議を行い、人権課題の理解や改善、解決に努めます。

### （通報窓口・苦情処理）

YBHDグループ従業員ならびにYBHDグループと契約関係にある事業者、役員および従業員は、人権に関する懸念について、内部通報制度の窓口に通報できます。利用に際しては秘密が厳守され、利用者は通報によりいかなる不利益な扱いも受けません。

社内外のステークホルダーの人権への懸念を適時に把握し、対応していくため、実効的な通報や苦情処理の仕組みの構築に取り組みます。

(教育・研修)

Y B H Dグループ従業員に対して、本方針の実践に必要な教育及び能力開発を実施してまいります。

(人権課題への取り組み)

Y B H Dグループは、以下の人権課題を重要な要素であると認識し、人権尊重の取り組みを進めてまいります。

(1) 差別・ハラスメントの禁止

一人一人の人権を尊重するとともに、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、学歴等を理由とした差別とハラスメントを禁止します。

(2) 強制労働・児童労働の禁止

あらゆる形態の強制労働および児童労働を禁止します。

(3) 安全かつ衛生的、健康的な職場環境の提供および維持

関係法令に従い、従業員の安全衛生と心身の健康増進を図ります。

(4) 労働時間の適正な管理

関係法令に従い、労働時間、休日、休暇などの管理を徹底し、適切な労務管理を行います。

(5) 適切な賃金の支払い

法定最低賃金の支払を遵守するとともに、健康で文化的な生活を営むことができる生活賃金の支払に努めます。また、賃金の不当な減額を行いません。

(6) 結社の自由と団体交渉権の尊重

団結権及び団体交渉権を尊重し、労使協議を通じて良好な関係を構築します。

(7) プライバシーの尊重

個人のプライバシーを尊重し、保護します。個人情報取り扱いに際しては、関係法令および社内規定を遵守します。

(8) 地域社会への影響

地域住民の権利への負の影響を防止・軽減するために、関係する国際規範や法令に則り、必要な対応を実施します。

(9) 外国人労働者の人権

外国人労働者（日本国内における技能実習生を含む）の適正な労働条件・労働環境を確保し、外国人であることを理由とした差別的な扱いを禁止します。

(情報開示)

本方針に基づく人権尊重の取り組みは、当社ホームページをはじめとする各種媒体を通じて、適時適切に公開します。

本方針は、専門家の助言に基づき作成し、株式会社横河ブリッジホールディングス取締役会において承認されました。

2023年4月24日 制 定